

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十四日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県条例第十五号

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

民生委員法に基づく民生委員の定数を定める条例（平成二十六年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

（民生委員の定数）
第二条（略）

市町名	定数
（略）	（略）
尾道市	三七一人
（略）	（略）
東広島市	三三四人
（略）	（略）
江田島市	九八人
（略）	（略）

改正前

（民生委員の定数）
第二条（略）

市町名	定数
（略）	（略）
尾道市	三七四人
（略）	（略）
東広島市	三三二人
（略）	（略）
江田島市	一〇三人
（略）	（略）

附 則

この条例は、令和七年十二月一日から施行する。